

宮城県スポーツ少年団表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、宮城県スポーツ少年団設置規程第4条第10号に基づく、宮城県スポーツ少年団表彰についての必要事項を定める。

(表彰の形式)

第2条 表彰は、宮城県スポーツ少年団本部長名をもって行い、功績賞及び功労賞とする。

(表彰の基準)

第3条 この表彰、次の各号に該当するものについて行う。

1 功績賞

(1) 永年にわたりスポーツ少年団の発展向上に貢献し、特に顕著な功績のある単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）を表彰する。但し、宮城県スポーツ少年団において功労賞を受けた単位団で、かつ功績賞を受けたことがない単位団であること。

(2) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、顕著な功績のある登録者を表彰する。但し、宮城県スポーツ少年団において功労賞を受けた指導者で、かつ功績賞を受けたことがない登録者であること。

(3) その他、本部長が特に顕著な功績であると認めた単位団・登録者を表彰する。

2 功労賞

(1) スポーツ少年団に登録をして15年以上経過し、スポーツ少年団の趣旨に沿って模範的な組織・運営等に活動している単位団及び登録者を表彰する。

(候補者の推薦)

第4条 前条第1号(1)(2)については、市・地区連絡協議会及び種目別協議会が所定の様式により、県本部長あて行う。前条第2号については、市町村スポーツ少年団本部長が所定の様式により、県本部長あて行う。ただし、前条第1号(3)については、宮城県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、宮城県スポーツ少年団常任委員会で行う。

(表彰の伝達)

第6条 表彰者の伝達は、宮城県スポーツ少年団委員総会の席上で行う。

(規程の内規)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、内規として別に定める。

(規程の変更)

第8条 本規程は、宮城県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更する事ができる。

附 則1 この規程は、昭和53年 4月19日より施行する。

附 則2 この規程は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則3 この規程は、昭和63年 5月11日から施行する。

附 則4 この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則5 この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則6 この規程は、平成18年12月10日から施行する。

附 則7 この規程は、平成22年10月 8日から施行する。

附 則8 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。